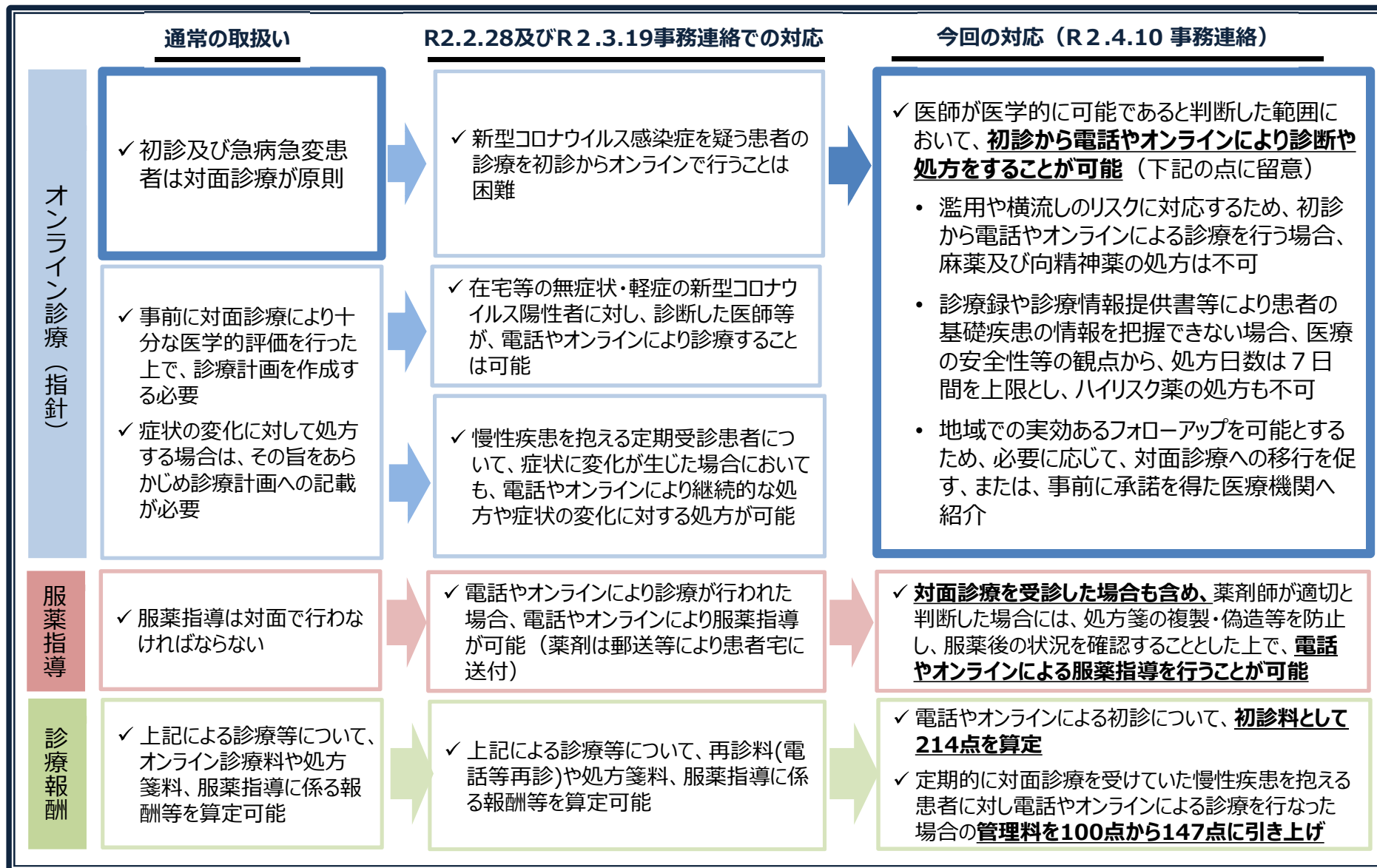


オンライン診療の特例措置の恒久化について

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた電話等情報通信機器を用いた診療等に関する取扱い

電話やオンラインによる診療・服薬指導の活用

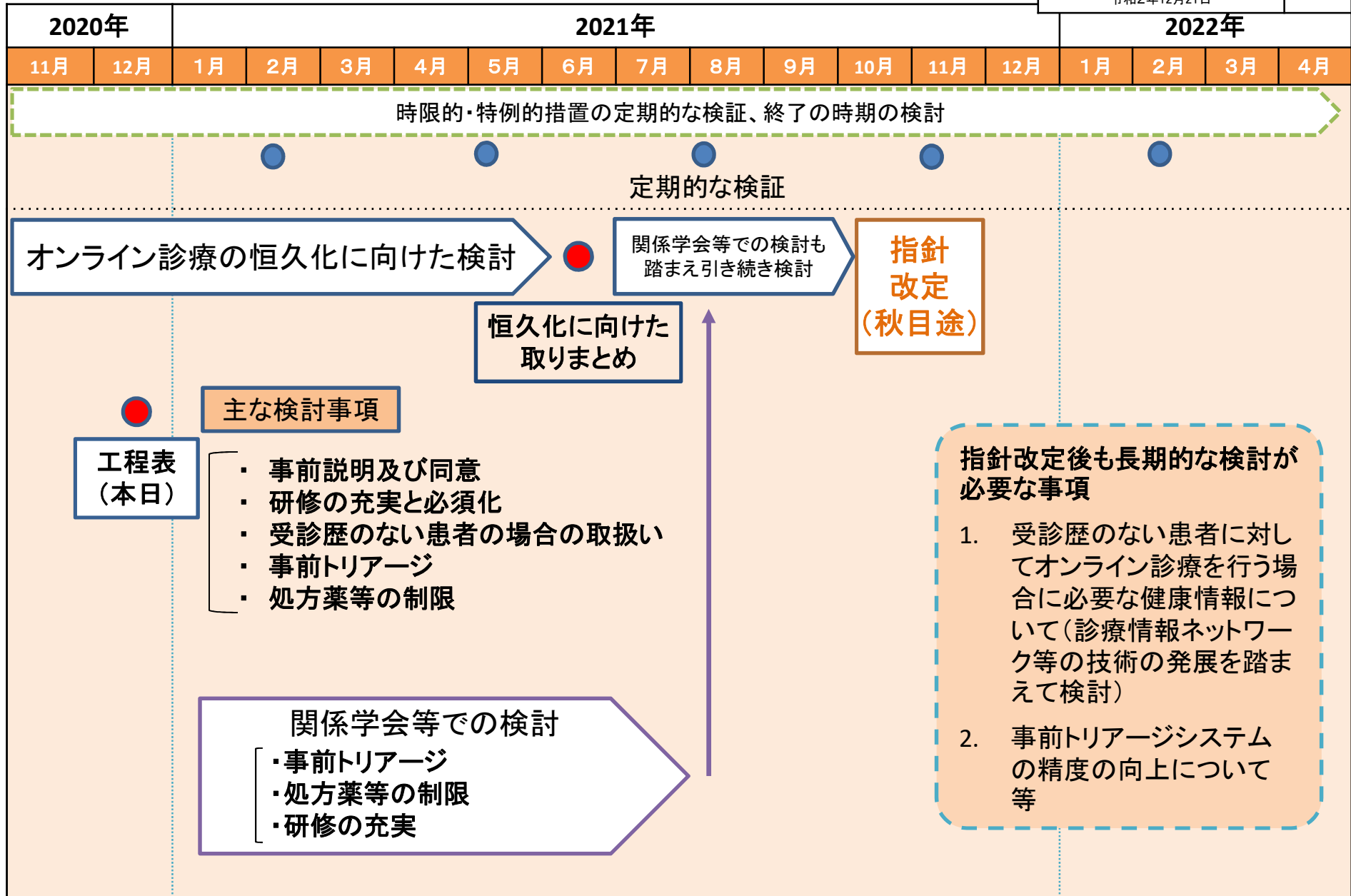


今後のオンライン診療に関する検討のスケジュール

第13回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会

資料1

令和2年12月21日



1. 初診からのオンライン診療に関するこれまでの議論の方向性について

(1) 今後のオンライン診療のあり方の検討の方向性

第15回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会

資料
2

令和3年5月31日

- ◆ 安全性と信頼性をベースに、初診も含めオンライン診療は原則解禁する
- ◆ オンライン診療は、電話ではなく映像があることを原則とする
(令和2年10月9日に厚生労働大臣・情報通信技術担当大臣・規制改革担当大臣で意識合わせ)
- ◆ 安全性と信頼性については、オンライン診療を行うことによる患者の利便性等のメリットと、対面診療を行わないことによる疾患の見逃し・重症化のリスクや、患者と医療機関の感染やトラブルのリスク等を総合的に考慮する
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての時限的措置の検証結果を踏まえつつ、今後のオンライン診療のあり方として具体的に位置づけるものを検討する

(2) これまでの議論について

- 初診の場合にも安全性・信頼性を担保するためには、
 - ① 医師が患者の医学的情報を把握していることや、
 - ② 医師-患者間の関係性が醸成されていることが重要。
- 以上の事から、いわゆる「かかりつけの医師」によるオンライン診療を念頭に置くこととし、具体化するにあたり、過去の受診歴の有無をベースとして議論を進めてきたところ。
- これまで、
 - (i) 定期的に受診している場合
 - (ii) 過去に受診歴がある場合
 - (iii) 過去に受診歴のない場合
 - (iv) 過去に受診歴のない患者について、かかりつけ医等からの情報提供を受けた場合の4つのケースに分けて整理してきた。
- このうち、(i)、(ii)及び(iv)については、初診からのオンライン診療が認められるという方向で議論してきた。

(3) 議論が必要な事項

- さらに、どういった情報であれば(iv)の場合として認められるかについて議論してはどうか。

過去の受診歴はないが、初診からのオンライン診療を可能とする上で必要な情報

第15回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会

資料2

令和3年5月31日

考え方(案)

- 初診からオンライン診療を行う場合に必要な医学的情報について、他院からの診療情報の提供などにより、当該患者の診療に必要な情報が提供されるケースがある。
- その他、認められる情報の内容について議論してはどうか。
- また、今後の医療のデジタル化の進展を見据えた観点も必要ではないか。



対応(案)

- 現状において、そのような患者の医学的情報として活用することができるものについては、例えば、以下のような情報が考えられるのではないか。
 - ① 過去の診療録
 - ② 診療情報提供書
 - ③ 健康診断の結果
 - ④ 地域医療情報ネットワーク
- その他、患者の医学的情報として認められる情報については、実態を踏まえつつ引き続き検討してはどうか。
- 特にデジタルデバイス等を用いて得られる患者の医学的情報については、薬事承認等での位置づけを踏まえ、取り扱いを検討することとしてはどうか。

オンライン診療・オンライン服薬指導の特例措置の恒久化

○新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、現在の時限的措置(電話診療を含む。)を着実に実施する。

○情報通信機器を用いたオンライン診療・服薬指導は、以下の方向で恒久化の内容を具体化し、実施に向けて取り組む。

【令和3年度から検討開始、令和4年度から順次実施】

オンライン診療

更なる活用に向けた取組

- オンライン診療の果たす役割を明確にし、オンライン診療の適正な実施、国民の医療へのアクセスの向上等を図る。
- オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針を策定し、オンライン診療活用の好事例を展開する。

初診の取扱い

原則

かかりつけ医による実施を原則とする。

かかりつけ医がない場合等

かかりつけ医以外の医師が実施する以下の場合

- 医師が、あらかじめ**診療録、診療情報提供書、地域医療ネットワーク、健康診断結果**等の情報により患者の状態が把握できる場合。
- 健康な勤労世代等かかりつけ医がない患者や、かかりつけ医がオンライン診療を行わない患者で上記の情報を有さない患者について、医師が、初回のオンライン診療に先立って、別に設定した患者本人とのオンラインでのやり取りの中でこれまでの患者の医療履歴や基礎疾患等につき、適切な情報が把握でき、医師・患者双方がオンラインでの診療が可能であると判断し、相互に合意した場合。

診療報酬上の取扱い

- 対面診療との関係を考慮し、中医協において検討。
※現在、対象疾患等の要件、点数が診療報酬において定められている。

初回等の取扱い

- オンライン診療又は訪問診療を受診した場合に限らず、対面診療等を受診した場合にも実施可能とする。
- 薬剤師の判断により、初回から実施可能とする。
- 介護施設等に居住する患者への実施を可能とする。

一気通貫のオンライン医療の実現

- オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋システムの運用 【令和4年夏目途措置】
- 薬剤の配送における品質保持等に係る考え方の明確化

3. まとめ

第16回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会

資料1

令和3年6月30日

今後の方針(案)

○ 前回の意見や規制改革実施計画を踏まえて、以下の点について今後検討してはどうか。

1. 初診からのオンライン診療の取扱いについて

- 初診からのオンライン診療に必要な医学的情報の詳細
- 規制改革実施計画における「オンラインでのやりとり」の取扱いの詳細や実際の運用
- 初診からのオンライン診療に適さない症状・医薬品等

2. オンライン診療の推進について

- 医療提供体制におけるオンライン診療の役割について
- 規制改革実施計画における「オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針の策定」について

3. その他、オンライン診療の安全性・信頼性に関する事項

- 初診・再診問わず、医師・患者の同意や、不適切な事例への対応等、安全性・信頼性の担保に関するその他の論点